

機構を軌道に乗せるための改善策 (令和3年6月)

目 次

- I 県基本方針
- II 事業規程
- III 役員名簿
- IV 現場でコーディネートを行う担当者体制
- V 2年度事業計画
- VI 2年度事業報告
- VII 2年度担い手との意見交換の状況
- VIII 3年度事業計画

I 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（令和2年3月）

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成30年度)	10年後 (令和10年度)
耕地面積 (①)	81,400ha	75,000ha
うち担い手が利用 する面積 (②)	43,486ha	60,000ha
○認定農業者	34,755ha	53,000ha
○集落営農組織 (任意)	5,932ha	1,000ha
○認定就農者	741ha	2,000ha
○基本構想水準 到達者	2,058ha	4,000ha
集積率 (②/①)	53%	80%

- ※1 本目標については、必要に応じて見直すこととする。
- ※2 本県は、令和10年度に担い手が農地集積する面積を全耕地面積の80%とすることを目標とする。
- ※3 参考：令和5年度目標（平成25年度設定）について、耕地面積を78,700ha、担い手が利用する面積63,000haとしている。

2 農地中間管理事業（以下、機構事業）の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 農用地の集約化

効率的かつ安定的な農業経営を営む者や認定農業者等の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であるため、機構事業の活用を中心に農用地の集約化促進に努めるものとする。

(2) 遊休農地の解消

再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される遊休農地の場合、機構事業を活用し、その解消に取り組む。

3 機構事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 本県では、これまで機構事業を活用し、担い手への農地集積・集約化の取組を進めてきたところである。また、農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正により、市町村における人・農地プランの実質化に基づき、地域の話合いによる担い手への農地集積・集約化の取組が進められている。

(2) 人・農地プラン実質化の取組と併せて、農業振興推進機構（以下、機構）は市町村、農業委員会、農業協同組合、農業会議、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会、市町村公社などと連携し、担い手への農地集積・集約化に取り組む。

また、令和10年度に担い手の農地集積率80%を達成するため、新たな集積面積16,600haのほか、集落営農組織の法人化の際、特定農作業受託からの移行が想定される5,000haを含め、約22,000haの農地を貸借により集積することが必要となる。このため機構事業の活用を一層推進し、担い手の農地集積を支援する。

・担い手の機構活用率：23%（H30）→50%

担い手が利用する面積(令和10年度) (①)	60,000ha
担い手が利用する面積(平成30年度) (②)	43,486ha
①－② ≒ (③)	16,600ha
集落営農組織が利用する面積(平成30年度) (④)	5,932ha
集落営農組織が利用する面積(令和10年度) (⑤)	1,000ha
集落営農組織の法人化に伴い作業受託から貸借に移行する面積 ④－⑤ ≒ (⑥)	5,000ha
担い手に集積する面積 ③＋⑥ ≒ (⑦)	22,000ha
機構活用面積 ⑦×50%/10年	1,100ha/年

4 機構事業の実施方法

機構から、市町村及びその能力・実績等からみて委託された業務を適切に行えると認められる市町村公社、農業協同組合等に、その同意を得て業務委託を行う。

なお、市町村のほか、ブロックローテーションの取組の調整等農用地の集団化を促進する事業等を継続的に実施してきた農地利用集積円滑化団体に対し、必要に応じて農用地利用配分計画の案の作成を求めることとする。

また、農用地利用配分計画によらず、市町村が農用地利用集積計画で、機構に農地を貸し付け、同時に賃借権の設定等を行う場合(農用地利用集積計画一括方式)についても随時対応することとする。

5 機構事業に関する啓発普及

- (1) 人・農地プランの実質化に伴う地域の話合いのほか、市町村や農業協同組合の広報誌、機構の地域推進員による受け手農家や出し手農家への直接訪問により、機構事業の周知徹底を図る。
- (2) 県や農業会議、各市町村、農業委員会等が実施する各種研修会を活用し、機構事業による担い手への農地集積・集約化の機運向上を図る。

6 県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力

機構事業を有効に活用し、担い手への農地集積を進めることで生産性の向上、競争力の強化を図ることを目的に、県、機構、関係機関・団体で構成する「県農地中間管理事業推進会議」、農林事務所、普及指導センター、市町村、農業団体で構成する「地域推進会議」を設け、密接な連携・協力のもと事業の推進を図る。

II 農地中間管理事業規程

農地中間管理事業規程

1 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進

- (1) 公益財団法人福岡県農業振興推進機構（以下「機構」という。）は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に協力する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。
- (2) 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- (3) 機構は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- (4) 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び所在地を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も論議されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

3 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
一方、遊休農地にあっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付が見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区

域内の農用地等については、農地中間管理権の取得をしないものとする。

こうした事態を避けるためにも、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

4 借受希望者の募集等

(1) 借受希望者の募集は、年1回以上行う。

この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。

(2) 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。

(3) 募集に当たっては、当該区域における、

- ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）を明確にして募集するものとする。

(4) 募集に当たっては、

- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
- ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 借受けを希望する期間
- ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）等を明確にしてもらうものとする。

(5) 募集は、インターネットの利用等により30日以上募集期間で行うものとし、また、応募内容の有効期間を明らかにして実施するものとする。

(6) 新規就農者や広域で借受を進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保して農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等から見て判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して個別に働きかけるものとする。

(7) その上で、募集に応じた者については、

- ① その氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

等を整理し、インターネットの利用により、募集期間終了後、遅滞なく公表するものとする。

- (8) なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行うため機構ホームページに8日間、農用地利用配分計画案を掲載し利害関係人の意見を聴取する。また、農地中間管理事業を推進する法律第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

5 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

- (1) 機構は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして
- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
 - ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
 - ③ 当該地域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか
 - ④ 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し
- 等を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。
- (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。
- (3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の期間については、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として10年以上となるようにするものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受を行うことができる。
- (7) 機構は、利用意向調査によって機構への貸付の意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地については、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

6 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

(1) 基本原則

機構は農地利用配分計画の策定や、市町村による機構を経由した貸借権の設定等を一括で行う農用地集積利用計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先

を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
 - ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- (2) 機構は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

(1) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で

- ①担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ②集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。

(2) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず、当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位を付けた上で、順次協議をするものとする。

(3) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合(4の募集に際してその旨を明示した地域)

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手(認定就農者を含む。)について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか、農業経営の継承に資するかどうか等)により優先順位を付けた上で順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)
- ② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位を付けた上で、順次協議を行うものとする。
 - ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、そのものが効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるよう配慮するものとする。
 - ③ ①の判断に当たって、優先順位をつける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (7) 市町村が集積計画の一括方式を検討している場合
- 機構は、市町村段階において、(1)から(6)までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (8) 貸付期間
- 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- (9) 農用地等の貸付けに当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (10) 機構は、県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、4(8)の方法により、あらかじめ利害関係人（公募区域内の借受希望者）の意見を聴くものとする。

7 賃料の水準等

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

8 機構の有する農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ② 機構が転借人から合意解約等により返還された日から2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - ③ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

9 農用地等の利用状況の報告等

機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

10 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務ができるものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

11 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

12 業務委託

- (1) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（草刈り、管理耕作、窓口業務（出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手及び借受希望者との貸付け条件の調整、農用地利用配分計画の作成支援、農用地等の保全管理、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等）、広報等）について、市町村に対し、相手の同意を得た上で委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (2) 機構は、(1)の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 業務委託にあたっては、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実

に実行できる者として県知事が指定した者への業務委託を進めるものとする。

13 農用地利用改善事業

- (1) 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (2) 機構は、事前に農地中間管理権の取得について3の基準に則して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを6の貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、福岡県知事の認可があった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、福岡県知事の認可のあった日から施行し、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行日から適用する。
- 3 この規程は、福岡県知事の認可のあった日から施行し、農地中間管理事業の推進に関する法等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行日から適用する。
- 4 この規程は、福岡県知事の認可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

役 職	氏 名	備 考	経営の 実践経験	実務経験有りと判断した経歴等
理事長	鐘江 義広	学識経験者 (元福岡県農林水産部長)		
常 務	石川 博基	学識経験者 (元福岡県農業総合試験場副場長)		
理 事	大坪 康志	全国農業協同組合連合会福岡県本部長	○	経営責任者としてJA全農ふくれんを運営管理。
理 事	徳田 輝光	福岡県農林水産部水田農業振興課長		
理 事	古屋 眞紀	福岡県農林水産部経営技術支援課長		
理 事	佐々木芳幸	集落営農法人代表、施設園芸農家	○	元福岡県認定農業者組織連絡協議会長
理 事	土肥 豊	元日本政策金融公庫 九州地区統括		
理 事	平田 徳光	福岡県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	○	経営責任者として県信連を運営管理。
理 事	松下 克弘	福岡県農業協同組合中央会 専務理事	○	経営責任者として県中央会を運営管理。
監 事	宇都宮 剛	福岡県農林水産部団体指導課長		
監 事	占部 輝次	税理士法人占部会計税理士	○	

IV 農地中間管理機構の現地コーディネーター配置状況

農林事務所名	配 置 課
福岡農林事務所	農業振興課内 1名
朝倉農林事務所	農業振興課内 2名
八幡農林事務所	農山村・農業振興課内 1名
飯塚農林事務所	農業振興課内 1名
筑後農林事務所	農業振興課内 1名
行橋農林事務所	農業振興課内 1名

V 2年度事業計画

(1) 農地中間管理事業（貸借）（事業費 771,125 千円）

担い手農家の農地の集団化、経営規模の拡大を図るため、機構集積協力金交付事業や機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業など、ハード事業を活用した「農地中間管理事業」の推進に努め、農地の借入れと担い手への貸出しに取り組みます。

今後も国の5年後見直し方針を踏まえ、県・市町村・農業委員会・JA等と連携を更に強化し、円滑な事業推進を図ります。

① 事業推進体制等

○ 県域推進会議 2回開催

事業の円滑な実施のため、関係機関との情報の共有化と連携を強化

○ 地域推進会議 各地域 3回開催

地域や農業者への推進を図るため、市町村等関係機関との連携を強化

○ 地域相談会や指導会 各農林単位 2回開催

市町村等の委託業務の円滑な推進を図るため農林事務所単位に開催

○ 地域推進員と農業委員会の連携強化

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会等への参加

② 重点地域の設定による推進

○ 県・関係団体と連携し、重点地域を設定し、モデル的に事業を推進

③ 担い手（借り手）の公募と農地配分計画

○ 公募の実施 年2回 5月 11月

○ 配分計画策定 年2回 8月 1月

○ 権利の移転 年2回 5月1日（又は6月10日） 11月1日

○ 権利移転の弾力的運用

④ 令和2年度貸借計画

○ 新規貸借

	件数（件）	面積（ha）
借入れ	1,650	1,100
貸出し	200	1,100

⑤ 業務の委託

○ 農業者や担い手の意向把握や事業推進、農地配分計画（案）作成等

● 55市町村、JA等

○ 一時借入地の管理委託（借受農地等管理事業）

● 予定 60ha

⑥ ほ場の条件整備

○ 借入地の基盤整備については、「機構関連事業」、簡易なほ場整備・暗渠排水及び遊休農地解消対策は、「農地耕作条件改善事業」の活用について関係機関と連携し対応します。

⑦ 事業推進研修会等の開催

○ 市町村・JA等担当者への情報提供

○ 事業活用事例の研修 等

年間 1回（2月）

⑧ 農地中間管理事業評価委員会の開催

○ 年間2回開催 6月 12月

VI 2年度 事業報告

(1) 農地中間管理事業(貸借)

農地の集積、集約化を加速化するため、「農地中間管理事業」を活用した「農地中間管理権」による農地の借入れと、公募対象者（担い手）への貸出しを行った。

○「担い手の公募」については、年2回公募を基本に随時実施し、利用配分面積は事業計画（目標）1,100haに対し、448.5haで達成率は40.8%となった。

○今年度の中間管理事業については、9,606件の出し手（地権者）の農地を1,717経営体の受け手に貸し出し、賃料総額（物納を含む）が563,976,214円となった。

○「推進会議」を中心に、県の水田農業振興課をはじめ、農林事務所、普及指導センターと連携し、市町村・農業委員会・JA等への事業推進を実施した。また、農業者への周知と貸出し希望者の掘り起し、利用配分計画案の作成などの業務について、市町村等と「委託契約」を行った。（47市町村・2JA等）

○平成30年度から農業委員会との連携による遊休農地の解消に取り組んでおり、今年度末までの3年間累計で解消面積は、3.6ha（6市町）となった。

1 推進体制

県内6農林事務所に地域推進員を配置するとともに、県(水田農業振興課)と連携し、県域及び地域の「推進会議」を通じて事業の推進を行った。

○県域推進会議

構成：県関係課・JA中央会・県農業会議・県土改連・推進機構

開催：2回（10/27、3/29）

○地域推進会議（福岡、朝倉、八幡、飯塚、筑後、行橋）

構成：農林事務所・普及指導センター・市町村・農業委員会・JA・機構

開催：各農林（4/23～4/31）、全農林12/25（Web会議）

2 事業の推進

○市町村・農業委員会・JA等との検討会や説明会 延 1,390回

○地域や営農組織・農業者等への説明会（機構参加分） 延 140回

○各農業協同組合との連携 営農経済担当常務会議 2回

部課長会議 3回

○人・農地プラン実質化連携 6農林事務所担当者等との戦略会議 2回

○重点地域の設定と推進

県及び関係団体と連携し57地区設定

農地耕作条件改善事業 4地区設定

3 評価委員会開催

開催：2回(6/11, 12/9)

協議内容：令和元年度農地中間管理事業の取組み実績

令和元年度農地中間管理事業の評価

今後の農地中間管理事業の取組み課題

令和2年度農地中間管理事業の中間評価

4 業務の委託

○地域における窓口業務等について市町村等と委託契約を締結

・業務委託契約市町村 47市町村

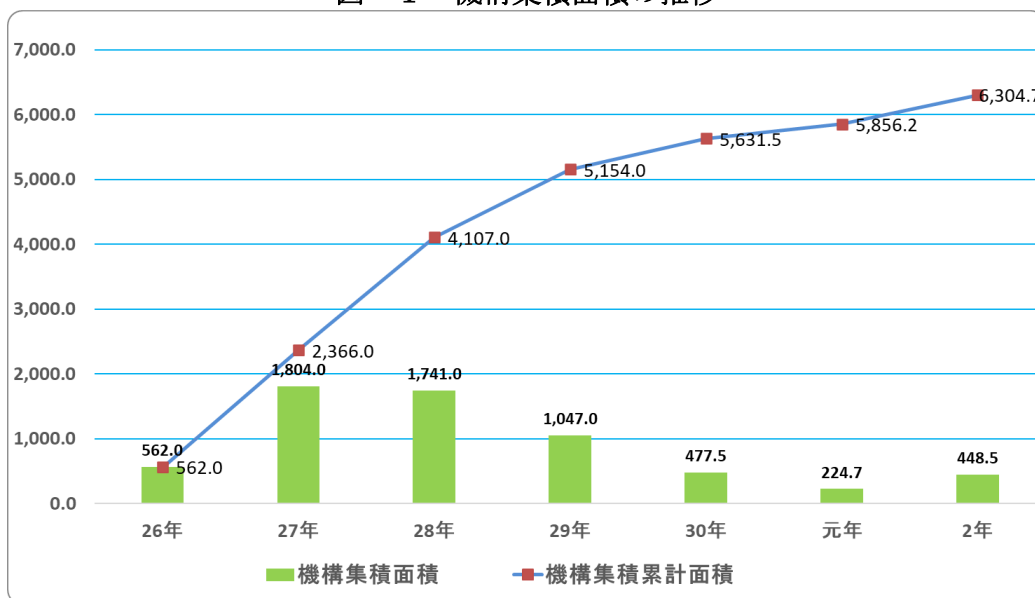
・業務委託契約JA等 2JA等

5 担い手の公募と認可結果

借受希望者は、43市町において587経営体、977haの申込みがあり、550経営体に448.5haを配分した。

公募	認可期間	配分者数 (経営体数)	配分面積 (ha)	筆数 (筆)
5月公募	R2.4~9月	260	242.1	1,781
11月公募	R2.11~R3.3月	290	206.4	1,332
利用配分面積計		448.5ha		

図-1 機構集積面積の推移

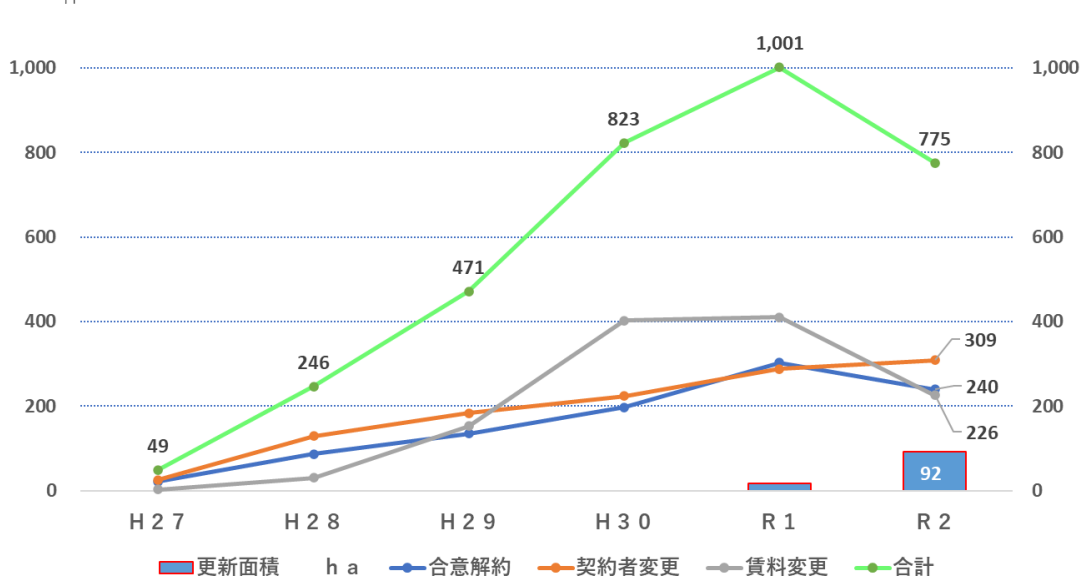


6 利用権設定契約等の変更

今年度は、平成26年度から開始された中間管理事業の契約更新時期を迎え、更新面積は92haとなった。

- 出し手（地権者）、受け手の変更 309件
- 利用権設定解約（合意解約） 240件
- 賃料変更 226件
- 更新面積 92ha

図-2 利用権解約・変更件数及び更新面積の推移



Ⅶ 令和2年度担い手農家との意見交換実績

令和2年4月～令和3年3月

回数	時期	担い手農業者等	参集者 (人)	場所	認定 農業者	農業 法人	農業 士	左記 以外
	合計							
	合計	32	1,447		17	2	2	16
1	7月29日	新任農業委員等研修会	100	福岡国際 センター	○			
2	7月31日	添田町野田地区機構関連農地 整備事業説明会 県、町、機構	10	添田町野田 公民館				○
3	7月31日	東峰村栗原地区機構関連農地 整備事業説明会 県、村、機構	20	東峰村栗原 公民館				○
4	8月7日	新任農業委員等研修会	100	福岡国際 センター	○			
5	8月12日	糸島市一貴山基盤整備事業 説明会 市、JA、機構	5	JA糸島西部 支店	○			
6	8月19日	福津市牟田地区水利組合事業 説明会 市、機構	10	福津市勝浦 研修施設	○			
7	9月30日	朝倉市高木地区災害復旧整備 事業役員説明会 県、市、機構	20	高木コミュニ ティセンター				○
8	10月15日	みやま市本郷地区書類作成会 市、JA、機構	131	本郷コミュニ ティセンター				○
9	10月22日	朝倉市高木地区災害復旧整備 事業地権者説明会 県、市、機構	40	高木コミュニ ティセンター				○
10	10月24日	朝倉市高木地区災害復旧整備 事業地権者説明会 県、市、機構	35	朝倉市役所 別館会議室				○
11	10月30日	嘉麻市西郷地区基盤整備事業 説明会 市、県、機構	15	嘉麻市役所 会議室				○
12	11月4日	糸島市一貴山基盤整備事業 説明会 市、JA、機構	12	JA糸島西部 支店	○			
13	11月7日	みやま市甲田地区書類作成会 市、JA、機構	25	みやま市役 所 山川支所				○
14	11月8日	みやま市甲田地区書類作成会 市、JA、機構	38	みやま市役 所 山川支所				○
15	11月11日	中間市農業委員等研修会 市、機構	16	中間市地域 交流センター	○			

回数	時期	担い手農業者等	参集者 (人)	場所	認定 農業者	農業 法人	農業 士	左記 以外
	合計							
		15	435		10	0	0	5
16	11月16日	添田町新城・岩瀬地区機構関連農地整備事業説明会 県、町、機構	10	現地ほ場				○
17	11月18日	大刀洗町山隈地区基盤整備後の機構活用説明会 県、町、機構	10	大刀洗町役場				○
18	11月26日	農業委員会会長・事務局長会議 県、市町村、機構	120	福岡国際会議場	○			
19	12月8日	飯塚市穎田勢田地区基盤整備事業説明会 県、機構	20	飯塚市穎田支所				○
20	12月8日	八女市立花山下地区書類作成会 市、機構	10	八女市立花支所	○			
21	12月15日	鞍手町人・農地プラン座談会 町、機構	15	鞍手町くらの郷	○			
22	12月16日	鞍手町人・農地プラン座談会 町、機構	20	鞍手町くらの郷	○			
23	12月21日	久留米市農業委員等研修会 市、機構	70	久留米市職員会館 メルクス	○			
24	1月12日	東峰村農業委員等研修会 町、機構	20	東峰村役場 会議室	○			
25	1月14日	大牟田市農業委員等研修会 市、機構	25	大牟田市役所	○			
26	1月12日	鞍手町人・農地プラン座談会 町、機構	15	鞍手町中央公民館	○			
27	2月5日	遠賀町鬼津集落営農法人化研修会 町、機構	20	JA北九遠賀 営農センター	○			
28	2月27日	朝倉市高木地区災害復旧整備事業地権者書類作成会 県、市、機構	20	朝倉市本所 会議室				○
29	2月28日	朝倉市高木地区災害復旧整備事業地権者書類作成会 県、市、機構	20	朝倉市本所 会議室				○
30	3月15日	JA福岡市西GC稲作経営者協議会研修会 市、JA、県、機構	40	JA福岡市 西GC	○			

VIII 3年度事業計画

(1) 農地中間管理事業（貸借）（事業費 787,829 千円）

担い手農家の農地の集団化、経営規模の拡大を図るため、機構集積協力金交付事業や機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業など、ハード事業を活用した「農地中間管理事業」の推進に努め、農地の借入れと担い手への貸出しに取り組みます。

今後も国の5年後見直し方針を踏まえ、県・市町村・農業委員会・JA等と連携を更に強化し、円滑な事業推進を図ります。

① 事業推進体制等

○ 県域推進会議 2回開催

事業の円滑な実施のため、関係機関との情報の共有化と連携を強化

○ 地域推進会議 各地域 3回開催

地域や農業者への推進を図るため、市町村等関係機関との連携を強化

○ 地域相談会や指導会 各農林単位 2回開催

市町村等の委託業務の円滑な推進を図るため農林事務所単位に開催

○ 地域推進員と農業委員会の連携強化

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会等への参加

② 重点地域の設定による推進

○ 県・関係団体と連携し、重点地域を設定し、モデル的に事業を推進

③ 担い手（借り手）の公募と農地配分計画

○ 公募の実施 年2回 5月 11月

○ 配分計画策定 年2回 8月 1月

○ 権利の移転 年2回 5月1日（又は6月10日） 11月1日

○ 権利移転の弾力的運用

④ 令和2年度貸借計画

○ 新規貸借

	件数（件）	面積（ha）
借入れ	1,650	1,100
貸出し	200	1,100

⑤ 業務の委託

○ 農業者や担い手の意向把握や事業推進、農地配分計画（案）作成等

● 55市町村、JA等

○ 一時借入地の管理委託(借受農地等管理事業)

● 予定 60ha

⑥ ほ場の条件整備

○ 借入地の基盤整備については、「機構関連事業」、簡易なほ場整備・暗渠排水及び遊休農地解消対策は、「農地耕作条件改善事業」の活用について関係機関と連携し対応します。

⑦ 事業推進研修会等の開催

○ 市町村・JA等担当者への情報提供

○ 事業活用事例の研修 等

年間 1回（2月）

⑧ 農地中間管理事業評価委員会の開催

○ 年間2回開催 6月 12月